

認証評価結果に対する改善報告書

平成30年7月31日

1. 大学名：秀明大学

2. 認証評価実施年度：平成27年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：2-4

必修科目である「総合教養演習」において、シラバスが作成されていない点は改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目：2-4

以下のシラバスをすべて作成し、学生に示している。(WEBシラバス)

学校教師学部総合教養演習Ⅰ～Ⅲ

看護学部総合教養演習Ⅰ～Ⅳ

総合経営、英語情報マネジメント、観光ビジネス学部総合教養演習Ⅰ～Ⅳ(1)

5. エビデンス(根拠資料)一覧

基準項目：2-4

【資料2-4-1】学校教師学部総合教養演習Ⅰ～Ⅲ

【資料2-4-2】看護学部総合教養演習Ⅰ～Ⅳ

【資料2-4-3】総合経営、英語情報マネジメント、観光ビジネス学部総合教養演習Ⅰ～Ⅳ(1)

認証評価結果に対する改善報告書

平成30年7月31日

1. 大学名：秀明大学

2. 認証評価実施年度：平成27年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：2-7

心のケア等の相談の窓口として、担任制度に加えて学生相談室等を設置するよう改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目：2-7

平成28年度から保健室内に学生相談室を設置し、学生便覧などで学生に周知した。学生の求めに応じて精神看護学、心理学の専門家や臨床心理士の資格を有する教員がカウンセリングをし、学生の相談に応じている。

さらに平成29年12月からはティーペック株式会社と契約し、学生が24時間体制の電話健康相談サービスとメンタルヘルスのカウンセリングサービスを無料で受けられるメンタルサポートシステムを導入した。それぞれの利用状況は次のとおりである。(延べ人数)

＜学生相談室利用状況＞	平成28年度年間	1,901人
	平成29年度年間	1,920人
	平成30年4月～7月	882人
＜メンタルサポートサービス＞	平成29年12月～平成30年6月	20人

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目：2-7

【資料2-7-1】学生相談室写真

【資料2-7-2】学生相談室月別利用状況

【資料2-7-3】ティーペック株式会社との基本契約書

【資料2-7-4】ティーペック株式会社とのサービス提供に関する覚書

【資料2-7-5】ティーペック株式会社メンタルサポート利用状況

【資料2-7-6】ティーペック株式会社メンタルサポート紹介用チラシ

【資料2-7-7】学生便覧保健管理該当ページ

認証評価結果に対する改善報告書

平成30年7月31日

1. 大学名：秀明大学

2. 認証評価実施年度：平成27年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：3-2

「学校法人秀明学園寄附行為実施規則」第3条第1項に定める理事会の業務決定権限のうち同第9号の学則及び教授会規則の変更について、その議決を経ずに施行している事例があり、規則に基づいた運営がなされるよう改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目：3-2

平成27年度の大学機関別認証評価受審以降、学則変更の際には必ず理事会において審議した。なお、教授会規則は平成27年度以降変更の機会はなかったが、今後変更する際には必ず理事会において審議する。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目：3-2

- 【資料3-2-1】議事録抄本（平成26年10月）秀明大学学則変更
- 【資料3-2-2】議事録抄本（平成26年12月）秀明大学学則変更
- 【資料3-2-3】議事録抄本（平成29年12月）秀明大学学則変更
- 【資料3-2-4】議事録抄本（平成29年3月）秀明八千代高等学校学則変更
- 【資料3-2-5】議事録抄本（平成29年5月）秀明八千代高等学校学則変更
- 【資料3-2-6】秀明大学学則（最終改定平成30年4月1日）
- 【資料3-2-7】秀明中学校学則（最終改定平成25年4月1日）
- 【資料3-2-8】秀明高等学校学則（最終改定平成25年4月1日）
- 【資料3-2-9】秀明英光高等学校学則（最終改定平成25年4月1日）
- 【資料3-2-10】秀明大学学校教師学部附属秀明八千代中学校学則  
（最終改定平成27年4月1日）
- 【資料3-2-11】秀明大学学校教師学部附属秀明八千代高等学校学則  
（最終改定平成30年4月1日）

認証評価結果に対する改善報告書

平成30年7月31日

1. 大学名：秀明大学

2. 認証評価実施年度：平成27年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：3-4

理事会で議決された一部の事項が議事録の記載から欠落しており、適正な管理を行うよう改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目：3-4

平成28年2月4日付で公益財団法人日本高等教育評価機構から送付を受けた「評価報告書案」を大学事務局長が各理事に回覧する際に、理事会の議事録を適正に管理することを含む【改善事項】【参考意見】について周知した。

また、理事会の議事録は法人事務局において作成し、それを法人事務局長が点検・確認したうえで理事長はじめ各理事に回覧しその署名を得ていたが、平成28年度からは各部校の事務責任者のうち理事である2名も事前に点検・確認し欠落を防ぐよう改善した。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目：3-4

【資料3-4-1】平成28年2月6日付、大学事務局長文書

【資料3-4-2】役員会議事録確認の法人事務局長文書（平成28年度以降）